

## 事業後援に関する取扱要項

### (目的)

第1条 この要項は、一般社団法人熊本県サッカー協会（以下、「本協会」という。）以外の団体等が行う事業（以下、「事業」という。）に対する本協会の後援に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (後援の承認基準)

第2条 本協会は、対象となる事業が次の各号のいずれかに該当するときは、後援を承認することができる。

- (1) 熊本県のサッカー競技振興に寄与するもの。
- (2) 熊本県内の青少年の健全育成、社会福祉の増進及び国際交流の推進等に寄与するもの。
- (3) 公益性が高く、本協会の活動に寄与するもの。
- (4) 前3号のほか、本協会の発展に資するもの。
- (5) その他、本協会長（以下、「会長」という。）が適当と認めるもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当すると認められる事業は、後援を行わないものとする。

- (1) 営利を目的とするもの。
- (2) 団体等の宣伝目的又は特定会員のみを対象とするもの。
- (3) 社会通念以上の参加料又は負担金等を徴収するもの。
- (4) 主催者又は事業内容に反社会的な目的等を有するもの。
- (5) 政治的又は宗教的な趣旨、目的等を有するもの。
- (6) 公序良俗に反するもの。

### (後援の名義)

第3条 本協会が後援を行う場合の名義は、一般社団法人熊本県サッカー協会または（一社）熊本県サッカー協会とする。

### (後援の効力)

第4条 後援は、名義後援であり、事業に対する精神的支援を行うものであって経済的負担又は物品使用料の免除並びに職員派遣等の物的・人的支援は一切行わないものとする。また事業における事故及びその他の責任等も一切負わないものとする。

### (申請手続)

第5条 後援を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、別に定める一般社団法人熊本県サッカー協会後援承認申請書（以下、「申請書」という。）を会長に提出しなければならない。

### (添付書類)

第6条 前条に規定する申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書又は事業実施要項
- (2) 収支予算書
- (3) 団体等の規約又は定款及び役員名簿
- (4) その他必要書類

(決定通知)

第7条 会長は、申請書を受理したときは、速やかに可否を決定し、別に定める一般社団法人熊本県サッカー協会後援承認決定通知書（以下、「承認決定通知書」という。）又は一般社団法人熊本県サッカー協会後援不承認決定通知書（以下、「不承認決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の承認には、必要な条件を付することができる。

(申請内容の変更)

第8条 申請者は、申請書提出後又は承認決定通知書受領後にその事業内容を変更するときは、あらかじめ文書で会長に届け出て、その承認を受けなければならない。但し、変更する部分が軽微なものであると認められるときはこの限りではない。

(承認の取消)

第9条 会長は、承認を受けた事業が第2条及び第7条第2項の条件を満たさなくなつたとき、又は当該事業若しくは申請者に不正があつたときは、承認を取り消すことができる。

(実績報告)

第10条 申請者は、当該事業が終了した日から1月以内に関係書類を添えて実績報告書を会長に提出しなければならない。また参加料等を徴収したときは、収支報告書を添付しなければならない。

(要項の改廃)

第11条 この要項の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

(雑則)

第12条 この要項に定めのない事項及びこの要項の施行に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附則

この要項は、平成25年5月22日から施行する。